令和８年度 「京都スマートプロダクト」認定募集要項

一般社団法人　京都知恵産業創造の森

１　目　的

京都には、素材を活かしたものづくりや、顔の見える関係の中で、必要な時に必要な量だけ供給するしくみ、長く使われるためのデザインや工夫が組み込まれ、手間ひまをかける“エコロジー”なものづくりが息づいています。

また、伝統的技術を大切にしながらも、消費者の潜在需要を捉え、ＡＩやＩｏＴ技術といった最先端の技術活用を行い、より快適な暮らしやすさを追求した「スマートシティ」の推進に資する新しいものづくりへのチャレンジが行われています。

こうした京都ならではの強みを活かし、エコや省エネなど脱炭素化に資する取組や、ＡＩやＩｏＴ等を活用したスマートシティの推進に資する製品・サービス（以下「製品等」という。）を「京都スマートプロダクト」として認定し、認定製品等の情報発信、認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の販路開拓や事業成長のための取組を継続的に支援します。

〔基準：京都スマートプロダクト推奨基準〕

【企業の想い】

新技術の導入や新たなマーケット開拓など、イノベーションを目指す製品等として、企業にとっての経営上の位置づけや想いが明確なもの

【製品等の魅力】

原材料の調達から製造・流通までの段階において、エコや省エネなど脱炭素化や先端技術の先進性、社会課題解決の方向性が具体的に示せるもの

【消費者への影響】

消費者のエコ行動につながるもの、又は、消費者の効率性やＱＯＬ向上を実現するもの

２　応募資格

自社製品等として製造の全部又は一部を行っている京都府内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第２条第１項に該当する企業）及び有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律第２条に該当する組合)

なお、応募は、１社につき１製品等とします。

３　対象製品等

ウェルビーイングや包摂性の向上、社会課題や地域課題解決の貢献に資することを目的として、

○　製品等の製造や使用の段階において環境負荷が低くエコが認められ、脱炭素化に資する製品等、又はこれらの製品等を製造する機械装置

○　ＡＩやＩｏＴ等の先端技術を活用するなどより快適な暮らしを実現するスマートシ

ティの推進に相応しい製品等、又はこれらの製品等を製造する機械装置

※　１社で一貫生産することを要件とせず、分業工程の一部を担っている製品等も対象とします。（試作段階のもの、未販売のものは対象としません。）また、製品等が唯一のものでなく、他に同種のものがある場合であっても対象とします。

※　これにまでに認定を受けた製品（（一社）京都産業エコ・エネルギー推進機構が認定した「京都エコスタイル製品」を含む。）は、対象としません。

【エコや省エネ等脱炭素化に資する製品等の例】

○　再生可能エネルギーを活用する製品（太陽光・風力・バイオ発電装置、制御・蓄電装置など）

○　エネルギー利用を削減する製品（自然素材や再利用資源、省エネ技術を活用した製品等）

○　省エネ行動を進める製品、サービス（スマートメーター、電力の見える化など）

○　これら製品を製造する機械装置やサポートする装置

【スマートシティの推進に資する製品等の例】

○　画像処理ＡＩを用いた各種検査工程等の自動化サービス、装置

○　ＡＩを用いた顧客指向性ビッグデータの分析サービス

○　スマートカメラ・スピーカー等の装置

○　バイタルセンシングを用いた生体情報の効率管理デバイス／データ分析サービス

○　自動運転等に活用可能な自律制御ＡＩシステム

○　これら製品を製造する機械装置やサポートする装置

これらはあくまでも一例ですので、幅広いご提案を募集します。

４　募集期間

令和８年８月２０日（木）　～　**令和８年１０月１９日（月）１７：００必着**

５　応募費用

無　料

６　応募方法

「応募シート（※）」を、（一社）京都知恵産業創造の森　スマート社会推進部あてに郵送、メール送信又は持参してください。

なお、併せてヒアリングを実施する場合がありますので、持参される場合は、あらかじめ来所の日時をお知らせください。（郵送の場合は、別途調整します。）

※　「応募シート」は、（一社）京都知恵産業創造の森のホームページからダウンロードできます。

https://chiemori.jp/smart/support/y2026/2026product.html

７　応募・問合せ先

（一社）京都知恵産業創造の森　スマート社会推進部
〒600-8009　京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町７８番地　京都経済センター３階
Tel　075-353-2303　　Fax　075-353-2304　　E-mail smart@chiemori.jp

８　応募にあたっての留意事項

（１）自社工程部分の明示

応募シートに自社の担う工程部分を明示してください。

（２）応募内容の公示

応募内容（応募者名、製品名、応募製品の写真等）について、ホームページ等により公示し、予め意見を聴取する期間を設けますので、ご了承ください。

（３）認定の取消し

認定後、虚偽の判明や知的財産権等の権利侵害が明らかになった場合、また、製品等の販売ができなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。

（４）紛争の当事者処理

製品等に関わる紛争が生じた場合は、当事者間で処理をしていただきます。

（５）個人情報の提供・利用目的

提供された個人情報は、応募に関する問合せ、審査結果の通知、今後の企画の案内、内部的な情報分析の統計資料として利用し、それ以外に無断で他の目的に使用することはありません。

（６）その他

法律や何らかの契約、公序良俗に反した製品等は認定対象外となります。
また、主催者（(一社）京都知恵産業創造の森）が事業者に代わって品質・性能等を保証するものではありません。

９　審査方法（審査会は、１１月上・中旬頃開催予定）

○　一次審査：書面により審査します。
○　二次審査：「京都スマートプロダクト認定製品等選考審査会」において審査の上、１０製品等を認定します。

＜京都スマートプロダクト認定製品等選考審査会＞

①　応募者によるプレゼンテーション
　　製品等を持参し、製品の説明をお願いします。
②　外部有識者による審査委員の審査
　　審査委員の協議により「京都スマートプロダクト」として推奨する製品等を

認定します。

※　審査結果は、文書により後日お知らせします。

１０　認定証交付式等（授与式は、１２月上旬～中旬頃開催予定）

京都スマートプロダクトとして認定された製品等（以下「認定製品」という。）について、製品名・製品の概要等をプレスリリースするとともに、メディア等が参加する認定証交付式において、認定証を交付します。

１１　当法人等が行う認定製品の販路開拓等の取組

（１）ホームページや製品等紹介動画・パンフレットによる広報

当法人のホームページに掲載するとともに、製品等紹介動画及びパンフレットを作成し、セミナー・展示会等で配布するなど、販路拡大等を支援します。

（２）国内外の産業展示会への出展を支援

当法人が指定する国内外の産業展示会へ認定製品を出展する際に要する出展料の全額又は一部を支援します。

（３）大学等アカデミアとの協業を支援

新商品開発や新事業創出に向け、大学研究者等に対してニーズを発表する場を設け、大学の研究シーズとのマッチング機会を創出するなど、アカデミアとの協業を支援します。

（４）マーケティングや資金調達等に関する専門家相談を支援

認定製品をはじめとする製品等のマーケティングや、資金調達の手法等についての専門家を紹介するなど、専門家による相談の機会を提供します。

（５）メディア等での製品紹介

テレビやラジオなどのメディアやＳＮＳ等を通じて、認定製品の紹介を行います。